

四万十町婚活サポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 人口減少・少子化対策の一環として、出会いや結婚への支援を希望する独身者へ出会いの機会を拡充し、効果的な婚活支援を実施するため、四万十町婚活サポーター事業を実施する。

(活動内容等)

第2条 四万十町婚活サポーター（以下「婚活サポーター」という。）は、地域の独身者へのお世話焼きとして、町が業務委託を行う『出会い応援センター（以下「センター」という。）』と連携し、以下に掲げる婚活支援活動をボランティアで行うものとする。

- (1) センターの紹介及び登録促進に関すること
- (2) センターが実施する研修会への参加
- (3) お引き合わせへの参加
- (4) 相談者からの個別相談対応
- (5) 町やセンターが招集する婚活サポーターの情報交換会又はイベントへの参加
- (6) その他婚活支援にかかわる情報提供

2 婚活サポーターの活動に当たっては、以下の事項に配慮した相談対応を行うものとする。

- (1) 特定の価値観を押し付けないこと
- (2) 多様性に配慮すること
- (3) 個人の意思を尊重すること（支援を強制しない）
- (4) プライバシーを守ること

(活動費)

第3条 第2条第1項各号に掲げるもので、町及びセンター又は相談者からの依頼により、自家用車又は公共交通機関を利用して実施する活動については旅費相当額として、1回につき2千円を支給する。

(登録)

第4条 町は、以下の要件を全て満たす者を婚活サポーターとして登録する。

- (1) 町の実施する研修を受講した者
- (2) 現在、自身が婚活サポーター制度の相談者として結婚活動中でない者
- (3) 婚活サポーター登録申込書（別記第1号様式）及び誓約書（別記第2号様式）を提出した者

2 婚活サポーターの登録期間は、登録した日から3年後の日の属する年度末までとする。

ただし、以下の要件を全て満たす者は引き続き登録することができる。

- (1) 登録期間中にセンターの実施する婚活サポーター交流会及び研修会に1回以上参加した者
- (2) 誓約書を提出した者

(センターの役割)

第5条 センターは、地域での婚活サポーターの自発的な活動を支援するため、次のこ

とを行う。

- (1) 婚活サポーターの資質向上のための基本的な知識を学ぶ研修会等の実施
- (2) 婚活サポーターの活動内容の把握と登録者情報の共有
- (3) お引き合わせにかかわる日程等の調整
- (4) 町が実施する婚活サポーターとの情報交換会への参加

(暴力団排除)

第6条 婚活サポーターは、暴力団員等による不当要求を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当要求があった時点で、速やかに町に報告し、警察への通報に必要な協力を行うこと。

(登録の抹消)

第7条 町は、婚活サポーターが以下の事項に該当した場合は登録を抹消するものとする。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）に掲げる各事項に違反した場合又は虚偽の申告等が判明した場合
- (2) その他婚活サポーターにふさわしくない行為があったと認められる場合

(個人情報の取り扱い)

第8条 婚活サポーターは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、本要綱で定める活動において取得した個人情報を厳重に管理することとし、センターや相談者の承諾を得ずに、他の目的に使用し、又は他人に漏らしてはならない。

(免責事項)

第9条 婚活サポーターの活動における、相談者その他の関係者に係るトラブル、苦情等については、町やセンターは一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、婚活サポーターの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(附則)

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別記第1号様式

婚活サポーター登録申込書

氏名		年齢	歳	性別	
住所	〒				
電話番号	自宅				
	携帯				
メールアドレス					
職業					
動機 ・ 自己PR					

誓約書

私は、下記の事項に同意し、婚活サポーターとして活動することを誓約します。
これに違反した場合、又は虚偽の申告等やその他婚活サポーターにふさわしくない行為があったと認められる場合は、登録を取り消されても異議を申しません。

記

- 一、婚活サポーターの活動をボランティアで行うこと。
- 一、自らの個人情報の一部（名前、顔写真、住所（大字名まで）、連絡先）について、町のホームページに掲載すること。
- 一、婚活サポーターの地位を利用し、又はその活動により知り得た情報等を利用して、宗教活動や政治活動、販売活動などサポート活動以外の活動を行わないこと。
- 一、個人のプライバシー及び個人情報の管理には十分注意すること。
- 一、現在、暴力団員等のいずれにも該当しておらず、かつ婚活サポーターに登録されている間も該当することはないこと。

年 月 日

氏 名